



2024年5月30日

各 位

会社名 株式会社カチタス  
代表者名 代表取締役社長 新井 健資  
(コード：8919 東証プライム)  
問合せ先 取締役管理本部長 横田 和仁  
(TEL. 03-5542-3882)

## 当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る判決に関するお知らせ

当社は、2020年4月28日に関東信越国税局（以下、「国税当局」という。）より受領した「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」（以下、「本件更正処分等」という。）について、国税当局に対し本件更正処分等の取消しを求める訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起しておりましたが、本日、東京高等裁判所より当社の本件更正処分等の取消しの求めを棄却する判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件更正処分等の内容及び判決に至る経緯

##### (1) 本件更正処分等の内容

当社は、買主との間で土地及び建物を一体として売買契約を締結しているところ、過去に取引した物件の土地及び建物に係る固定資産税評価額の合計額に占める建物に係る固定資産税評価額の割合の平均値に消費税率を乗じて算出した実績率を、売買代金総額に乗じて建物にかかる消費税額を算定しております（以下、「当社按分方法」という。）。

国税当局は、当社按分方法は、課税資産の譲渡の対価の額と非課税資産の譲渡の対価の額との区分が消費税法施行令第45条第3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当すると主張し、本件更正処分等が行われました。

（詳細は、2020年4月28日公表の「関東信越国税局からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。）

##### (2) 経緯

2020年4月28日	国税当局より、2016年3月期から2019年3月期の4年間を対象期間として、消費税の追加納付等を求める本件更正処分等の通知書を受領
2020年7月9日	国税不服審判所に対して、本件更正処分等の取消しを求める審査請求
2021年3月29日	本件更正処分等の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起
2022年7月11日	国税当局より、2020年3月期から2021年3月期の2年間を対象期間として、消費税の追加納付等を求める更正処分等（以下、「後続年度の更正処分等」という。）の通知書を受領
2022年10月5日	国税不服審判所に対して、後続年度の更正処分等の取消しを求める審査請求
2023年5月25日	東京地方裁判所による本件更正処分等に係る判決の言渡し
2023年6月8日	東京高等裁判所に対して控訴を提起
2024年5月30日	東京高等裁判所による本件更正処分等に係る判決の言渡し

## 2. 判決の内容

国（国税当局）の主張を認め、当社の控訴を棄却し、第一審判決を維持するもの。

## 3. 今後の対応

当社が提起している本件訴訟については、訴訟代理人と判決内容を精査した上で今後の対応を検討し、決定し次第、速やかにお知らせいたします。

## 4. 当社グループの業績に与える影響

消費税に係る計算方法については、2024年3月期より当社グループの従来 of 会計処理と国税当局が主張する計算方法との乖離する金額を算定し、販売費及び一般管理費として計上しております。

したがって、2024年3月期の業績及び2024年5月7日に公表した2025年3月期の業績予想に与える影響はございません。

（参考情報）更正処分等に関連する過去の適時開示

2020年4月28日	<a href="#">関東信越国税局からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ</a>
2021年3月23日	<a href="#">「関東信越国税局からの更正通知書受領（2020年4月28日）」の諸対応に関するお知らせ</a>
2022年4月28日	<a href="#">関東信越国税局からの税務調査に関わる特別損失計上のお知らせ</a>
2022年7月11日	<a href="#">関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ</a>
2023年4月27日	<a href="#">当社子会社に対する名古屋中税務署からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ</a>
2023年5月25日	<a href="#">当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る判決に関するお知らせ</a>
2023年6月8日	<a href="#">消費税の更正処分等の取消請求訴訟に関する控訴の提起に関するお知らせ</a>

以上